

最大3年間補助します！ (年間60万円もしくは年間200万円)

草津市公的インキュベーション施設退去企業立地促進補助金

補助要件

- ①市内で事業展開を図ろうとする法人または個人（個人の場合、市内に住所を有する者に限る。）
- ②公的インキュベーション施設を退去してから1年以内であること
- ③市税の滞納および各種償還に滞りが無いこと
- ④国、都道府県その他市長が適当と認める団体において実施する事業計画の評価、承認または認定を受け、かつ、市の経済活性化または地域振興に資することが期待できるものとして市長が認めるもの

対象経費

賃貸事業所（公的インキュベーション施設は除く。）の賃借料
ただし、消費税および光熱水費は除く

補助額

補助対象経費の額の1/2を乗じた額で、

- ①上記補助要件を満たしたもの
→上限5万円/月額（上限60万円/年額）
- ②上記補助要件を満たし、かつ、高度モノづくり、環境、医療・健康および福祉、ITにかかる製造業に該当するものが賃借する工場または研究所等の場合
→上限167,000円/月額（上限200万円/年額）

※詳細については、下記問合せ先までお問合せください。

問い合わせ先はこちら

草津市役所

商工観光労政課 産業労政グループ

〒525-8588

草津市草津三丁目13番30号

TEL:077-561-2352 FAX:077-561-2486

E-mail: shoro@city.kusatsu.lg.jp